



# Lascom News

ラスコム・ニュース

2007-2 No. **31**

## 地域衛星通信ネットワーク

衛星か地上波か \_\_\_\_\_ **2**

「地域 ICT未来フェスタ 2006 in にいがた」での  
防災アプリケーション実証実験について \_\_\_\_\_ **5**

映像情報の発信事例 \_\_\_\_\_ **6**

地域からのお便り(静岡県) \_\_\_\_\_ **7**

## 公的個人認証サービスセンター

シリーズ「電子認証と公的鍵基盤(PKI)」No.6

個人情報保護と情報セキュリティ \_\_\_\_\_ **8**



**Lascom** 財団法人 自治体衛星通信機構

本誌は、財団法人日本宝くじ協会の助成を受けて作成されたものです。

## 衛星か地上波か



(財)自治体衛星通信機構 専務理事  
佐野 忠史

### 1 地域衛星通信ネットワークの完整

和歌山県の地域衛星通信ネットワークが、いよいよ本年10月から本格運用される予定である（県庁局は5月から）。密疎はあるものの、これで47都道府県全てに地域衛星通信網が整備されることになる。これを踏まえ、総務省消防庁も地域衛星通信ネットワークを利用した一斉指令を計画するなど、地域衛星通信ネットワークの効用は一層向上するものと期待されている。

ところが、その一方で、一部の県において、都道府県防災行政無線の更新に当たり、県庁局は残すものの、出先機関や市町村等の地球局を廃止するなどの動きが出ている。

その背景には、地方財政の状況が厳しさを増し、都道府県防災行政無線の手段として衛星無線か地上波無線のどちらかを選ばなければならない、そうした状況のなかで、衛星と地上波とを比較し、FWA（Fixed Wireless Access）を地上系無線網の一部に組み入れることによって、その整備費が従来よりも安くなること、衛星が雨に弱く、大雨の際に通信が途切れて災害対応に支障が生じることがあること、といったことがあるようだ。

FWAを一部導入することによって、地上波無線の整備費が中継局の維持費まで含めて、衛星通信より割安になるかどうかは、当該県の地勢等にもよるだろうから、ここでは言及しない。問題は、衛星通信が雨に弱いことをもって、防災無線の手段として衛星通信を除外している点である。そこには、現在、行政関係者が最優先で対応しなければならない災害は何であるのか、また、衛星通信の降雨時の通信障害の実態についての誤った評価があるように思われる。

### 2 怖いのは「雨」ではなく「地震」

1990年から99年までは国連による「国際防災の10年」であった。筆者は98年から99年にかけて総務省消防庁防災課長の職にあったが、ある日、「国際防災の10年」を紹介したパンフレットを見て、驚くとともにいささか感じる場所があった。というのは、そのパンフレットの巻末に、ここ数十年の間に世界各国で発生した大災害が記録されていたのだが、その大部分がアフリカやインドで発生した旱魃や冷害の記録であったからである。中国の唐山地震やバングラディッシュの洪水、台風、サイクロンといった災害の記録も記載されていたが、パンフレットに載せられた地震や洪水による大災害の記録は、旱魃や冷害と比べてその数自体も少ない上に、そうした災害による人的被害は多くて数十万人単位、旱魃や冷害による被害が百万人単位であることと比べて、被害の規模はまさに一桁違うのである。もっとも、さすがに旱魃や冷害による大災害の発生は80年代でほぼ終了したようであり、90年代に入ってからほとんど記録に残るよう

な旱魃等は発生していなかったように記憶している。

さて、このことは何を意味するのだろうか。

それは、自然災害には冷害や地震、台風、大雨、火山噴火などさまざまな種類があるが、災害の原因となる事象の発生から、それが実際の被害をもたらすまでに至る時間は災害の種類によってまちまちであり、人間は文明の発展、具体的には予知・予報技術の発達、インフラの整備、防災情報・知識の普及等により、ゆっくりと被害の発生する災害から逐次、これを克服しつつあるということなのである。

そのことは、我が国の災害史をふりかえってみても納得できるのではないだろうか。江戸時代には、我が国においても天明の飢饉にみられるように冷害で百万人を超える人々が亡くなったと推測されるような災害もあった。しかし明治以降、冷害や旱魃による大規模な人的被害の発生はない。また昭和20、30年代には台風によりしばしば数千人単位の人的被害が発生しているが、それも昭和34年の伊勢湾台風を最後に今や昔話になりつつある（一昨年のハリケーン・カトリーナのようなこともあり、油断は大敵であるが）。

このように考えると、今日の我が国にとって、最も警戒すべき災害はやはり地震だということになるだろう。地震こそ「突発災害」の典型であり、世界の最先端をいく我が国の科学技術をもってしても災害対策上、有意な地震の予知はまだまだ先のことのようなのである。また大地震による被害は、阪神・淡路大震災や新潟県中部地震にみられるように人的、物的にも甚大なものがあり、しかも、プレート境界型の地震だけでなく、近年の活断層の調査からも分かるように、直下型の地震をも考慮に入れるなら、大きな被害をもたらす大地震は日本各地で発生する危険性がある。さらに加えて、日本列島は、阪神・淡路大震災を境にして、次の東海、東南海、南海地震に向けて地震の活動期に入ったのではないかと指摘する地震学者が少なくないことにも留意しなければならないだろう。

確かに集中豪雨も突発的に発生する災害であるが、被害規模、突発の度合いにおいて大地震とは比べるべくもないように思われる（もちろん、だからといって集中豪雨対策をおろそかにしてよいということではない）。

とすれば、災害時の通信確保のために我々が用意しておかなければならない通信手段は、何よりも地震に強い通信手段でなければならないのである。そして、地上波と比べて中継局などの地上設備の少ない衛星通信こそ、正に地震に強い通信手段だといえる。

ところで、衛星通信は雨に弱いと言われる。確かにその通りであり、豪雨の際には通信が途切れることがある。しかしながら、衛星通信に障害を与えるような豪雨が長時間続くことはないようだ。ご承知のように、自治体衛星通信機構山口管制局では地域衛星通信ネットワークに所属する全国の地球局について、それが正常に機能しているかどうかを常に監視（ヘルスチェック）している。その状況をみても、豪雨のために長時間（連続して10分を超える）にわたって通信障害が発生するようなことは全くといってよいほどないとのことである。

ミニマックス定理的に衛星通信と地上波通信とを比較してみよう。①地震に強いのは衛星である、②地上波は中継局が倒壊した場合などには、その復旧にはかなりの日時が必要になる、③一方、豪雨には地上波が強い、④衛星には通信障害が発生することがある、しかし衛星通信に障害を与えるような豪雨は長くは続かない、ということになるだろう。

しかも防災関係者として、最も留意しなければならないのは、その発生頻度は小さいかもしれないが、やはり大地震の際の通信の確保だと言わなければならないのであり、筆者には結論は自ずと明らかだと思われるのである。

### 3 地域衛星通信ネットワークの課題

とはいうものの、もちろん、地域衛星通信ネットワークにはさまざまな課題がある。

思いつくままに、そうした課題をあげれば、まず、その第一は整備コストの縮減ということであり、また、日頃の通信訓練の実施や非常用電源の整備ということである。特に通信訓練と非常用電源については新潟県中越地震で多くの防災関係者が、その必要性を学んだ。喉元過ぎれば熱さを忘れるというようなことにならないようにしなければならない。

次に思いつくことは、せつかくの地域衛星通信ネットワークの潜在的な利点、つまり耐災害性、広域性、同報性、可搬性といったメリットがまだまだ十分に活かされていないのではないかとということである。このうち地域衛星通信ネットワークのもつ耐災害性、広域性、同報性を活かしたJ-ALERTの運用がいよいよ始まったことは大きな意義がある。機構としても、その普及に全面的に協力していかなければならない。

一方、可搬性ということでは、小型可搬局の保有がもっともっと広がる必要があると考えている。小型可搬局の普及は、現在の上意下達的な地域衛星通信ネットワークの仕組みを抜本的に変えていく可能性があり、さらには地域衛星通信ネットワークの整備コストの縮減にも大きな役割を果たすのではないかとと思われるのである。小型可搬局の保有が進むような仕組みの構築を考えていかなければならないだろう。また、衛星携帯電話との連携も、災害時の通信確保のための組織という機構のレーゾンデートルを考えるならば、避けては通れない大きな課題だと言わなければならない。消防救急無線や市町村防災行政無線に地域衛星通信ネットワークを組み入れるというようなことも重要な課題だと思われる。

こうした諸課題については、いずれ改めて私見を述べてみたいと思う。



# 『地域ICT未来フェスタ2006 in にいがた』での 防災アプリケーション実証実験について

平成18年10月に開催された「地域ICT未来フェスタ2006 in にいがた」における、「ICTを活用した防災情報共有に関するセミナー（主催：独立行政法人情報通信研究機構（NICT）、共催：財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）」での防災アプリケーション実証実験に参加し、地域衛星通信ネットワークが通信路として利用可能であることを確認しました。

## 1 ICTを活用した防災情報共有とは

各自治体の情報システムは、管理するデータ項目や形式、通信の方式が異なるため、システム間でデータを読み書きすることができません。NICTとAPPLICでは、災害時に使われる現場映像情報や被害情報の収集・配信のためのネットワーク制御技術に関する委託研究開発、ならびに安否情報、避難勧告等の情報配信などに使われる防災情報を標準化する作業を推進してきました。標準化により、国、都道府県、市町村が持つ防災に関する情報を相互に利用が可能となります。

## 2 実証実験の概要

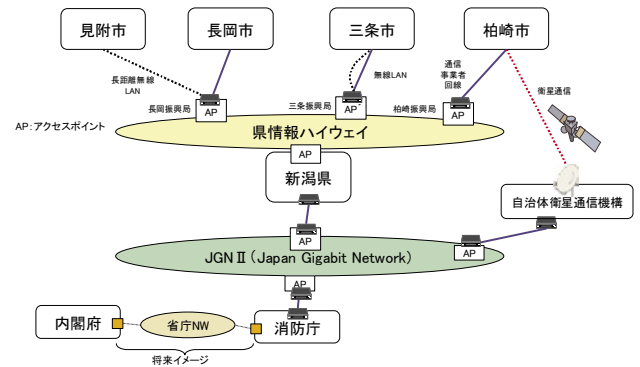
今回の実証実験では、迅速且つ正確な災害対策活動を行うための情報収集に着目し、新潟県で大雨による水害が発生したと仮定し、発災直後（30分～2時間以内）における情報共有システムの有用性を検証しました。

各団体の連携を確認するため、新潟県内の見附市、長岡市、三条市、柏崎市及び新潟県庁、消防庁を各種の公共ネットワークで相互接続して実験用のネットワークを構築し、以下の情報を共有・配信しました。

- ・ 気象情報、水位情報、定点カメラ映像
- ・ 災害対策本部・警戒本部設置情報

- ・ 避難勧告、避難指示発令情報
- ・ 地図、画像、GPS携帯電話を用いた被害概況
- ・ 避難所状況の管理情報
- ・ 被害集計、被害地図 等

さらに、地域衛星通信ネットワーク第二世代システムを活用することにより、高速なデータ伝送が実現でき、地上系の通信回線が切断された場合でも、画像や地図などのデータを共有することが可能であることを確認しました。



今回の実験のネットワーク構成

## 3 実験の成果

この実験により、地域衛星通信ネットワーク第二世代システムと他の地域情報ネットワークの接続が可能であり、防災情報を標準化することにより情報の交換が可能であることが実証されました。さらに地域衛星通信ネットワークを活用される場面が増えると期待されます。



朱鷺メッセのセミナー風景

## 映像情報の発信事例

### 第6回都道府県議会議員研究交流大会

平成18年11月10日に都市センターホテルで開催された同大会の様を、生中継で放映しました。



### 第5回市長フォーラム

平成18年11月15日に全国都市会館で行われた会議の様を生中継で放映しました。



### 平成19年東京消防庁出初式

新春恒例の東京消防庁出初式が平成19年1月6日に東京ビックサイトで行われ、車載局より生中継で放映しました。

### 化学工場爆発火災

平成18年12月19日に発生した東大阪市の化学工場爆発火災現場のヘリテレ映像を大阪市消防局から放映しました。



### 全国都道府県総務部長会議

全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議

全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議

全国消防防災主管課長会議

平成19年1月22日から29日にかけて総務省で行われた会議の様を生中継で放映しました。



### 機構ホームページのリニューアル

平成18年10月13日から、地方公共団体専用ページ（衛星通信担当者用）を新設するとともに、ストリーミング動画配信（自治チャンネル・消防チャンネル）を開始しました。地域衛星通信ネットワークで番組放映した施策の紹介や会議・イベントなどを無料で配信しております。職場や自宅のパソコンでもご覧になれますので、是非ともご利用ください。

機構ホームページURL

<http://www.lascom.or.jp>

### 自治体衛星通信機構人事異動

総務部情報企画課調査役

併任解除 大窪昭久 平成18年11月30日

公的個人認証センター技術主査

併任解除 榊博基 平成18年12月31日

併任 小山彰爾 平成19年1月1日

総務部情報企画課事務主査

採用 宮田明夫 平成18年12月30日

総務部総務課調査役

昇格 野崎泰子 平成19年1月1日

山口管制局運用・技術課技術主査

昇格 原田英和 平成19年1月1日

## 地域からのおたより（静岡県）

### 1 はじめに

静岡県では平成4年度に衛星車載局を導入し、防災訓練等に活用してきました。しかしながら、導入から15年近くが経過したことと、映像のデジタル化に対応するため、(財)日本宝くじ協会の助成金を活用して更新することとなりました。

### 2 新規車載局にあたっての基本方針

新規車載局を導入する際の基本方針は、「6 Mbpsのデジタル映像回線による映像発信ができる」、「個別／IPデータ通信回線を有する」、「車両としての機動性向上を図る」の3点です。

映像についてはIPデータ通信を使った動画ではなく、6 Mbpsのデジタル映像回線を利用することにしました。これは静岡県内の第一世代のVSAT局でも車載局からの映像を受信できるように配慮したためです。ただし、将来的にIPデータ回線の利用もできる機能も確保しています。また、音声による個別通信回線は、車載局単独で災害時の通信拠点としての役割を果たすために、必須の機能と考えました。

そして、今回車載局を更新するにあたって最も腐心したのが機動性の部分です。現在静岡県が保有する車載局は、車体自体が大きく総重量も6 t以上あるため、取りまわしや加減速の能力に不満がありました。今回は少しでも容易に扱えるよう、今までの運用経験を生かし、可能な限り機能のスリム化を行い、1 BOXサイズに収めています。



車載局完成イメージ図

### 3 新規車載局の仕様

車載局の主な仕様は下表のとおりです。(平成4年度に導入した既存車載局と比較)

仕様	既設車載局（平成4年度導入）	新規車載局（平成19年度導入予定）
ベース車両	トラック（イスズ エルフ）	1 BOX（トヨタ ハイエース）
車両寸法	約5.7m × 2.1m（幅） × 3.5m（高）	約5.4m × 1.9m（幅） × 2.9m（高）
車両総重量	約6.5 t	約3.1 t
乗車定員	3名	3名
衛星捕捉方式	自動捕捉	自動捕捉
送信出力及び方式	300W TWT A（進行波管）	125W SSPA（半導体）
映像回線	アナログ1回線	デジタル1回線
個別通信回線	4回線（TEL/FAX）	2回線（TEL/FAX）
IPデータ通信	不可	可能（個別通信回線兼用）
一斉指令受令	可能	不可

この他に、全県移動無線、消防無線及び防災相互無線を搭載しています。

全体として車両は一回り小さくなり、重量は半分にまで減っていますので軽量化による走行性能のアップが見込めます。

今回、車載局と同時に第二世代対応の衛星可搬局も2台購入します。これにより車載局と可搬局又は可搬局相互間で今まで運用実績のないIP通信を行い、その有効性を確認していきたいと考えています。

### 4 現在の進捗状況

平成19年1月現在で、無線機などの機器製造はほぼ終了し、順次ベース車両に組み込んでいます。2月からは単体試験を開始し、3月末に納車予定です。

### 5 おわりに

車載局の更新は、時間的な都合で十分な仕様検討がなされているとは言いがたい部分もありますが、より良い車載局にすべく最大限努力してきたつもりです。このような事例が今後衛星車載局の導入を検討される際の一助になれば幸いです。

最後に導入に関し御指導、御助言いただいた消防庁様、(財)自治体衛星通信機構様には厚くお礼申し上げます。



# 個人情報保護と情報セキュリティ

## 1 電子ネットワークと個人情報

現在の高度情報化社会において日常生活で欠くことが出来ない電子ネットワーク環境では、個人の情報が、(本人が知らぬ間に) 意識的、人工的にネットワークを経由して毎日大量に社会生活、経済活動などの場面で流通している。

これらは、一般的に紙媒体に記入された個人に関する情報がデジタル化され、データベースに集約されることが多い。具体的には、クイズの応募、会員登録などがこれに該当する。また最近では、オンラインによる登録が急速に普及してきているが、オンラインユーザー登録の場合は、入力欄に何か記入がされないと次の作業メニューに進めないという一方的な仕掛けとなっていることがある。

その結果、本人の意思を超えた情報入力、情報提供となり、知らぬ間にこれらが流通することがある。

### (1) 個人情報の収集と問題点

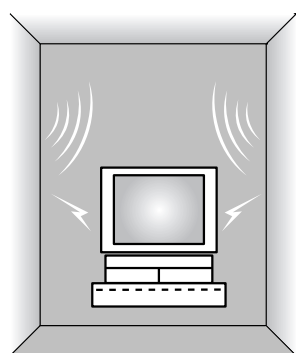
電子ネットワークの特徴は、「匿名性」と言われているが、実際の利用者個人が特定されないかのような「仮想空間」の誤解が生まれている。しかし現実には、利用者の匿名性や痕跡が残らないことが担保されているわけではない。

これは、インターネットの特性である「双方向性」に由来し、その双方向の環境下で発信する情報内容(個人に関する情報を含む)の全てを利用者本人が認識、判断できない状況で利用されていることが遠因となっている。

つまり、電子ネットワークにアクセスした時点で、利用者の識別能力とは関係なく、利用状況等の情報がデジタル情報として記録集積される。電子ネットワークの活動と個人情報の関係では、利用者等の断片的な個人情報がネットワーク環境内で結合され、個人に関する詳細情報として展開される懸念が付き纏っている。

その結果、利用者が知らない間にプライバシーが侵害される危険性も派生してくる。

一方で、情報開示しないことで不特定多数の利用者が受けられる利益が損なわれるというディレンマもある。



### (2) 個人情報の保護

さて、そこで個人情報、個人識別情報とは、一体何なのか。

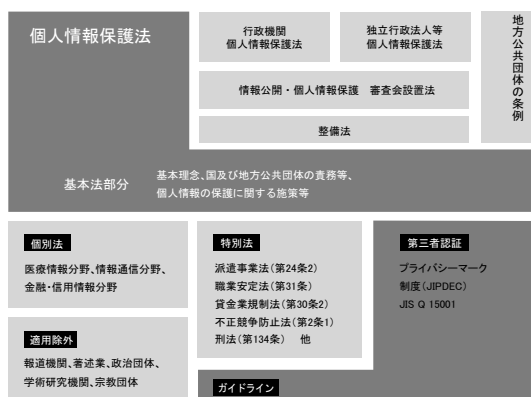
「個人情報保護法」における個人情報の定義は、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。」とされている。これは、「行政機関個人情報保護法」の定義とほぼ同様となっている。

生存していること、特定の個人を識別できるための情報として一般的なものが、氏名、生年月日等ですが、それ以外でも「個人情報」の要件に該当すれば、同法が適用される。(法人、死者に関する情報は除外されている。)

次に、個人データと個人情報データベースですが、その用語として「個人情報データベース等」の定義は、「個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、及びその他の方法により特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう」と定義している。つまり、個人情報を集積させ検索等の作業のため意図的に加工集積されたものこと。また、「個人データ」とは、「個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。」とされている。

さらに、「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう」としており、その対象範囲から①国の機関②地方公共団体③独立行政法人④特殊法人⑤その他法令で定める者は、除かれている。

(参考) 図：個人情報保護に関する法令と体系



(「個人情報保護法対策セキュリティ実践マニュアル」日本ネットワークセキュリティ協会編)



### (3) 公的個人認証法と個人情報保護

公的個人認証サービスでは、電子申請等に対応した高度な個人認証を提供するため「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」に基づき、取り扱う個人情報を氏名・生年月日・性別・住所及び公開鍵に限定し、認証業務等に係る個人情報の多目的利用禁止やセキュリティ対策の実施義務、厳重な守秘義務等を遵守することとなっている。

また、利用者に自己の個人情報の開示・訂正及び苦情処理を保障するなど、取扱個人情報について厳重かつ適切な保護がされるよう同法で規定されている。

#### ○関係規定の説明

第20条（認証業務情報の安全確保）では、都道府県知事等が認証業務情報の電子計算機処理等を行う場合、認証業務情報の安全を確保する措置を講じなければならないことを定めている。

- ・ 認証業務情報 発行された電子証明書の記録事項、失効情報及び失効情報の集合体

第21条（認証業務情報の利用及び提供の制限）では、認証業務情報の利用・提供について、下記の目的以外の利用・提供の禁止を定めている。

- ・ 第11条から第14条による失効情報記録のため発行記録を利用する
- ・ 第18条1項の規定により保存期間に係る失効情報を署名検証者に提供する
- ・ 第18条2項の規定により保存期間に係る失効情報ファイルを署名検証者に提供する
- ・ 認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を遂行する

第24条（認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務）では、都道府県知事又は市区町村長から委託を受けた者等について、受託事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用すること禁止すると定めている。

さらに、第25条（署名検証者による受領した失効情報等の安全確保）では、失効情報等の提供を受けた署名検証者が失効情報等の電子計算機処理等を行うに当たり、失効情報等の安全を確保する措置を講じなければならないことを定めている。

また、他の条文でも一定の目的以外の利用・提供の禁止を定めている。

一方で、個人情報を取扱う職員等に対しては、秘密保持義務を課している。

第22、23、27、41条（都道府県の職員等の秘密保持義務）では、電子証明書の発行に係る電子計算機処理に関する事務等に従事する都道府県職員等及びその委託を受けた者等の守秘義務を定めて

いる。

また、これらに違反した者に対して第62条では、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を定めている。

## 2 情報セキュリティの確保

いつでも、どこでも、誰でも情報にアクセスできるユビキタス社会の中では、便利で快適な生活をエンジョイできるが、一方で「情報」が無秩序に流通し、悪用されかねない弱点、危険性が伴うことも否定できない。

よく耳にする「情報セキュリティ」は情報の安全を守ることの意味ですが、その一般的な定義は、「情報を不正な、偶発的な修正・変更・破壊及び開示から守る」ことで、OECDのガイドラインでは、「情報システムへの依存者に対する可用性、機密性、保全性の欠如に起因する危害からの保護」とされている。

#### ○可用性（availability）

データ、情報、情報システムの適時に必要な様式にしたがったアクセスと利用

#### ○機密性（confidentiality）

データ及び情報の権限者に対する時間と様式にしたがった開示

#### ○保全性（integrity）

データ、情報の正確性及び完全性の確保と維持

#### (1) 情報セキュリティの分類、機能

（財）日本情報処理開発協会では、情報セキュリティを①物理的セキュリティ②システムのセキュリティ③管理的セキュリティ④人的セキュリティに分類している。ただし、③④の二つのセキュリティは関係が深く、一体のものとして扱うこともある。

情報セキュリティの機能としては、①リスクの発生を予防し抑制する（抑制機能）②リスクの発生を阻止する（防止機能）③エラーや事故が発生した場合、その発生を早く発見する（検知機能）④エラー等を出来る限り迅速に正常化する（回復機能）がある。

情報セキュリティを合理的なものとするためには、より上位の機能を強化することが有効とされている。つまり回復のための多額なコスト、費用負担よりも、予防段階の対策強化による経済性が尊重される。こうした考え方に沿って、セキュリティ対策が検討される。

また、情報セキュリティ対策は、事故・災害・犯罪等から情報システムの安全性を確保することであり、組織全体や事業全体を踏まえ総合的な観

点に立ったセキュリティポリシーを前提に、具体的に実施される。

(2) 公的個人認証サービスと情報セキュリティ  
 いわゆる公的個人認証法では、情報セキュリティの確保が義務付けられている。

○関係規定の説明

法20条（認証業務情報の安全確保）では、認証業務情報の保護対策として都道府県知事等が認証業務情報の電子計算機処理等に当たり、情報の安全確保、セキュリティ対策を講じなければならないと定めている。

法25条（署名検証者による受領した失効情報等の安全確保）では、失効情報等の提供を受けた署名検証者が失効情報等の電子計算機処理等を行うに当たり、失効情報等の安全を確保する措置を講じなければならないと定めている。

また、法58条（技術的基準）では、総務大臣が施設設備の管理方法など認証業務等の実施について、技術基準を策定すると定めている。

この技術基準により都道府県、市町村が認証業務を実施している。

また、法令を受けて認証業務及び附帯する業務の実施に関する技術基準が定められており、その要旨は次のとおりである。これらにより認証業務の情報セキュリティが確保されている。

①組織運用面のセキュリティ管理

- サービス提供に必要な電子署名技術、鍵管理技術、ネットワークセキュリティ技術、システムセキュリティ技術及びセキュリティ管理ができる技術者を配置する。
- 運用規程を実現するための手順、細目を定める。また、その内容が全てのスタッフの役割として理解され、実施されること。
- 業務に関する内部統制を考慮し、指揮命令系統、責任と権限を明確に定める。また、その内容が全てのスタッフの役割として理解され、実施されること。

②設備等の基準

- 認証設備室への入退室を管理するため、二以上の入室者の身体的特徴による識別、入室者数と総数の退室者の管理など。
- 認証局サーバ等へ不正なアクセス等を防止するため、ファイヤーウォール及び不正なアクセス等の検知システムなどを備えること。
- 権限のない者によって作動されないよう認証局サーバーと操作権限者の特定、確認などの措置を行うこと。

○その他

③セキュリティ管理

- 組織体制、情報の分類と管理、物理的セキュリティ、技術的セキュリティ、運用管理等について十分な水準を確保すること。
- 公開されていないシステム、ネットワーク等を明確に規定する。また、その内容が全てのスタッフの役割として理解され、実施されること。

デジタル社会の安全な活動を確保しつつ、電子政府・電子自治体を着実に実現していくためには、確かな本人確認ができる公的個人認証サービスが必須であり、利用者が安心して利用できるように認証情報の保護、情報セキュリティを確保することは、今後とも極めて重要なテーマと考えている。

**有効期間満了に伴う電子証明書の失効と更新手続きのお知らせ**

公的個人認証サービス都道府県協議会

公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は、発行の日から起算して3年間です。本サービスは、平成16年1月29日から開始されており、平成19年1月29日以降、有効期限満了により電子証明書が順次失効いたします。失効した場合には、電子証明書を使用した国税の電子申告などの電子申請・届出に使うことができなくなります。

引き続きご利用いただくためには、更新手続きが必要です。電子証明書の有効期間満了日までにお住まいの市町村の窓口で更新手続きを行なっていただきますよう、お願い致します。

なお、更新手続きを行った場合は、現在の電子証明書は直ちに失効します。また、新しい電子証明書の有効期間は手続きの日から起算して3年間です。

電子証明書の有効期間は、現在の電子証明書を発行した際に市町村窓口にてお渡ししている電子証明書の写し（紙）や公的個人認証サービス利用者クライアントソフトにて電子証明書を表示させる等によって確認いただくことができます。

詳しくは、お手数ですがお住まいの市区町村役場の担当窓口でお確かめください。



住基カード見本（写真）



## 機構本部の業務について 2 (技術部)

(財)自治体衛星通信機構本部は、現在2部5課体制で業務を遂行しております。

今回は、このうちの技術部3課の業務について説明していきます。

### ○ ネットワーク推進課

技術部ネットワーク推進課では、地域衛星通信ネットワークの技術面での管理及び第二世代システムの普及促進業務を行っています。特に現在は、映像デジタル化の推進に力を入れています。アナログ映像送信が終了する平成19年度末までに、全ての映像設備をデジタル化するように一同尽力しておりますので、ご理解とご協力の程宜しくお願ひします。

### ○ システム開発課

技術部システム開発課では、地域衛星通信ネットワークを活用するための調査・検討・提案を行っています。効率的な地域情報ネットワークのイメージおよびその実現方策を検討しています。

利用者の皆様からも、どしどし、ご提案、ご要望をいただきますよう、お願ひします。



### ○ 免許管理課

技術部免許管理課では、無線局の免許、各種変更申請・届、検査、電波利用料納付等の電波法関連手続きを行っています。

地域衛星通信ネットワークの第二世代化や映像デジタル化整備に伴う申請手続き、定期検査等でご不明な点がありましたら、お気軽にご相談下さい。



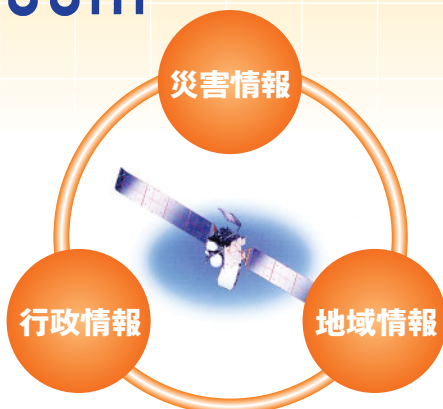
包括免許の電子申請



映像デジタル化機器  
設置状況の確認



衛星携帯電話  
デモンストレーション



今では、全国多数の市町村にネットワークが行き届き、**地域情報**、**行政情報**、**災害情報**などの映像をお送りしています。  
 ここでは、過去の実績をご案内するとともに、今後の番組をご紹介します。見逃してしまった番組、もう一度見たい番組などなど…、ご希望がありましたら、お知らせください。  
 皆様のご意見、ご要望をお待ちしています。

## これからの主な番組から

### 使いこなそう 衛星通信

～いざというときに備えて～ <財自治体衛星通信機構>

3月7日(水) 12:20～12:38

3月28日(水) 12:20～12:38

#### 地域衛星通信ネットワーク活用ガイド

災害時における通信手段の確保をテーマに、衛星電話のかけ方から非常用電源の重要性などを紹介します。緊急時の対応マニュアルとして活用してください。

### 平成18年度全国消防団員意見発表会・

消防団地域活動表彰式 <総務省消防庁>

3月6日(火) 12:40～17:10(予定) ※再放映

平成19年2月20日に日消ホールで開催された意見発表会等の様子を放映します。

### HERO

～わがまちの消防団～ <財消防科学総合センター>

3月1日(木)・5日(月)・8日(木)・12日(月)・14日(水)・  
22日(木)・30日(金)

12:20～12:44

3月2日(金)・19日(月)・26日(月)・28日(水)

13:10～13:34

3月7日(水) 11:00～11:24

3月16日(金) 11:30～11:54

#### 消防団PRビデオ

消防団協力事業所表示制度及び機能別団員・分団制度を紹介するため、平成19年1月に制作されました。

### ファイアーファイティングスピリッツ

～もうひとつの生き方、見つけた～ <財消防科学総合センター>

3月16日(金) 12:20～12:50

#### 消防団PRビデオ

全国91万人の消防団員の活動への理解と協力をさらに拡げるために制作されました。

### 平成18年度地域づくり総務大臣表彰式

<総務省>

3月20日(火) 13:00～15:00(予定)

3月27日(火) 13:00～15:00(予定) ※再放映

平成19年3月14日に都道府県会館で行われる、表彰式の模様を放映します。(第1部:表彰式 第2部:活動発表)

### 「施策の紹介」

<主催:総務省>

第110回 消防団入団促進キャンペーンについて(仮) (総務省消防庁)

3月6日(火) 11:00～11:30(予定) ※再放映

第111回 「市町村消防の広域化の推進」と「消防・救急無線のデジタル化整備」について(仮) (総務省消防庁)

3月6日(火) 11:35～12:05(予定)

3月27日(火) 11:00～11:30(予定) ※再放映

第112回 頑張る地方応援プログラムの概要について(仮) (総務省)

3月27日(火) 11:35～12:05(予定)

映像送信実績(06年10月～07年1月) 再送信のご希望がある場合にはご連絡ください。注) 放映日の後に\*があるものは生中継

## 地域情報

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
06.10.3	米沢のうごぎ	0:20	山形県	06.11.17	にじいろ真庭	0:10	岡山県
10.3	いい町見つけた米沢	0:15	山形県	11.17	オープンルネスホール	0:05	岡山県
10.3	米沢鯉	0:15	山形県	11.20	森の力再生事業	0:10	静岡県
10.3	城下町米沢	0:15	山形県	11.20	地籍調査って、なに?	0:20	静岡県
10.4	鳥取県の秋の行事	1:30	鳥取県立博物館	11.29	歩いていこうね ～「ムーブ2006」より～	0:30	山口県
10.17	北海道遺産PART1・PART2・PART3	2:25	北海道	11.29	好きです野球!	0:30	山口県
10.31	はつらつ山口っ子総集編やまぐちの子どもたちは —生活習慣・体力調査から—	0:30	山口県	12.6	一ある女性の社会人野球への挑戦 特別番組 ちきゅうがおねつだ!	0:30	栃木県
10.31	これからの防災 —みんなで育てる防災文化—	0:30	山口県	12.6	男女共同参画社会をめざして —自分らしく生きる—	0:20	栃木県
11.2	鳥取県の民俗芸能	2:05	鳥取県立博物館	12.15	鳥取県の職人と漁	2:20	鳥取県立博物館
11.6	関所の里 浪漫街道	0:25	熊本県南関町	12.15	Osaka Japan	0:15	大阪府
11.16	自然が奏でる子守歌の里 —五木今昔物語—	0:25	熊本県五木村	12.25	第3回沖縄平和賞	0:30	沖縄県
				07.1.19	ディスカバー魚沼	0:30	新潟県



映像送信実績 (06年10月~07年1月) 再送信のご希望がある場合にはご連絡ください。 (注) 放映日の後に\*があるものは生中継

地域情報

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
07.1.19	守れ!街の安全 一地域防犯パトロール隊-	0:30	広島市	07.1.25	札幌ウィンタースポーツミュージアムで	0:30	札幌市
1.25	妙高市 生命地域 誕生	0:30	新潟県		アスリートになろう!		
1.25	一継承・ヒロシマ・8・6ー 限られた時	0:30	広島市	1.30	山口県の銘木	0:30	山口県
1.25	大阪のまつり	0:30	大阪市	1.30	やまぐち川物語	0:30	山口県

災害情報

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
06.10.7 *	鹿島港沖パナマ船座礁事故現場ヘリテレ映像	1:00	茨城県	06.12.19 *	東大阪市化学工場火災現場ヘリテレ映像	1:00	大阪市
10.8 *	パナマ船座礁事故に係る油流出状況ヘリテレ映像	0:30	茨城県	07.1.9 *	流木調査	1:30	鳥取県
10.9 *	パナマ船座礁事故に係る油流出状況ヘリテレ映像	0:45	茨城県	1.30 *	奈良県吉野郡上北山村において発生した土砂崩れによる車両埋没事故現場ヘリテレ映像	0:30	大阪市
11.15 *	千島列島を震源とする地震による津波現場ヘリテレ映像	0:30	仙台市				

会 議

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
06.10.2	地域通貨報告会	1:40	総務省・地方自治情報センター	06.12.14	全国都道府県議会議事務局長会講演「地方分権改革推進法案の概要と今後の課題について」	1:00	全国都道府県議会議長会
10.3	都道府県衛星通信担当者連絡会議	2:20	自治体衛星通信機構		全国知事会議	2:00	全国知事会
10.23	第1回全国市議会議長会研究フォーラム	3:25	全国市議会議長会	12.18 *	全国知事会議	4:35	全国知事会
	ー地方議会と市民参加ー			07.1.18 *	全国知事会議	2:45	総務省
10.26	「地方自治情報化推進フェア2006」講演会	2:35	財団法人自治情報センター・	1.22 *	全国都道府県議会議長会	6:30	総務省
			社行政情報システム研究所	1.23 *	全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議	2:00	総務省
11.10 *	第6回都道府県議会議員研究交流大会	2:30	全国都道府県議会議長会	1.24 *	全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議	0:45	総務省・財地域創造
11.22	第5回市長フォーラム 更なる地方分権改革に向けて	2:10	全国市長会・日本都市センター	1.25	JAFRAアワード表彰式	4:45	総務省消防庁
11.24 *	全国知事会議	1:30	全国知事会	1.29 *	全国消防防災主管課長会議		
12.4	JETプログラム20周年記念式典	1:55	総務省・外務省・文部科学省・(財)自治体国際化協会				

施 策

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
06.10.10	施策の紹介101回	0:25	総務省消防庁	06.12.12	施策の紹介105回	0:40	総務省
	消防団員確保の更なる推進について				平成19年の税源移譲の実施について		
10.23	施策の紹介102回	0:35	総務省消防庁		～あなたの所得税・住民税が変わります～		
	市町村消防の広域化の推進について			12.26	施策の紹介106回	0:30	総務省消防庁
11.14	施策の紹介103回	0:35	総務省		消防大学校 平成19年度教育訓練計画について		
	国民保護の仕組みと地方自治体の役割			07.1.16	施策の紹介107回	0:25	総務省消防庁
11.28	施策の紹介104回	0:30	総務省		消防団協力事業所表示制度		
	地方自治法の一部を改正する法律について				～事業所として消防団活動に協力することが社会貢献につながる環境づくりに向けて～		

防災訓練

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
06.10.11 *	テロ等想定訓練	3:00	京都府	06.11.12 *	平成18年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練	3:50	栃木県
10.12 *	航空機事故消火救難総合訓練	3:00	千葉県	11.19 *	平成18年度福井県原子力防災訓練	4:00	福井県
10.17 *	近畿2府7県合同防災訓練	14:30	京都府	11.21 *	東京都・大島町合同総合防災訓練	4:30	東京都
10.18 *	防災映像送受信統一訓練	3:15	総務省消防庁	11.24	緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練	2:00	福岡県
10.19 *	平成18年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練	4:15	岡山県	11.26 *	国民保護実働訓練	5:30	鳥取県
10.20 *	平成18年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練	3:00	青森県	11.26 *	石川県防災総合訓練	0:30	石川県
10.25 *	近畿2府7県合同防災訓練実働訓練	8:30	京都府	07.1.16 *	「平成18年度大阪府地震災害対策訓練」テレビ会議	0:45	大阪府
10.26 *	愛媛県原子力防災訓練	4:00	愛媛県	1.18 *	静岡県地震対策オペレーション2007(大規模図上訓練)	3:00	静岡県
11.2 *	平成18年度大阪府国民保護共同訓練	3:30	大阪府	1.16 *	防災映像送受信統一訓練	3:15	総務省消防庁
11.10 *	大規模テロ災害対処共同訓練	2:00	東京都				

国 会

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
	衆議院 総務委員会	40:50	機 構		参議院 総務委員会	20:55	機 構
	衆議院 災害対策特別委員会	5:10	機 構		参議院 災害対策特別委員会	4:30	機 構
	衆議院 倫理選挙特別委員会	2:45	機 構		参議院 倫理選挙特別委員会	6:15	機 構



財団法人 自治体衛星通信機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-12-1 虎ノ門ワイコービル7F

TEL NTT 03-3434-7348 FAX NTT 03-3434-7349

衛星 048-300-100

衛星 048-300-101

URL <http://www.lascom.or.jp>

e-mail : [gyoumu@lascom.or.jp](mailto:gyoumu@lascom.or.jp)